

令和6年第2回大町町議会（定例会）会議録（第1号）							
招 集 年 月 日	令和6年6月10日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和6年6月10日	午前9時30分	議 長	諸 石 重 信		
	散 会	令和6年6月10日	午前9時55分	議 長	諸 石 重 信		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	○	
会議録署名議員	5 番	山 下 淳 也		6 番	早 田 康 成		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事 務 局 長	坂 井 清 英		書 記	田 島 宏 隆		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	水 川 一 哉		副 町 長	内 田 学		
	会 計 管 理 者	井 上 精 一		教 育 長	尾 崎 達 也		
	総 務 課 長	井 原 正 博		総 務 課 参 事	亀 川 修		
	企 画 政 策 課 長	藤 瀬 善 徳		町 民 課 長	宮 崎 貴 浩		
	町 民 課 参 事	副 島 徳 二 郎		子 育 て ・ 健 康 課 長	前 山 正 生		
	福 祉 課 長	釘 本 あ ゆ み		農 林 建 設 課 長	吉 村 秀 彦		
	教 育 委 員 会 事 務 局 長	井 手 勝 也					
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和 6 年 6 月 10 日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の報告及び一括上程
- 日程第 4 提案理由の説明

午前 9 時 30 分 開会

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は 8 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 2 回大町町議会定例会 1 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

今期定例会において、地方自治法第 121 条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

閉会中の議会に関する諸報告は、別紙配付の報告書のとおりでございます。

以上で諸報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（諸石重信君）

日程第 1．会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定により、5 番山下議員、6 番早田議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（諸石重信君）

日程第 2．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、別紙配付の会期日程表のとおり、本日から6月19日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月19日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 議案等の報告及び一括上程

○議長（諸石重信君）

日程第3. 今期定例会には、告知のとおり、町長提出の議案9件のほか、陳情1件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

ただいま朗読させました議案第17号から議案第25号までを一括上程し、これより議題いたします。

日程第4 提案理由の説明

○議長（諸石重信君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。令和6年第2回大町町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には時節柄何かと御多用の中、御参集賜り厚くお礼を申し上げます。

今議会に提案します各議案の提案理由を申し上げる前に、議会冒頭に当たり時間をいただき、町政に係る報告等をさせていただきます。

今年は明けて早々、能登半島でマグニチュード7を超える大きな地震が発生し、石川県を中心に多くの建物が倒壊、津波や大規模火災が発生するなど、たくさんの方々が犠牲となりました。丸5か月を過ぎた今でも住民生活に不可欠なインフラは完全には復旧しておらず、数千人の方々が不便な避難生活を余儀なくされている状況です。改めてお見舞いとお亡くなりになられた皆様にお悔やみを申し上げます。

大町町でも令和元年、3年と、近年まれに見る大きな水害に見舞われました。そのような中で、被災をされた皆様には、心に傷を負いながらも懸命に前を向き、議員や町民の皆様をはじめ御支援いただいたNPO、ボランティアの皆様の頑張っていたいただきました姿に何より勇気づけられ、励みになりました。ありがとうございました。

先日、佐賀市の嘉瀬川で、国、県、市町合同で大雨に備えた大規模な水防演習がありました。日曜日にもかかわらず、大町町からも消防団や建設業協会、町職員を含め多くの関係者が参加し、実践形式で手順を確認するなど、スキル、レベルの向上に努めてきたところです。気候変動による自然災害に対応していくには、まずは自助、そして、皆様の力をお借りしながら共助、公助をうまく連携しながら、チーム大町、チーム日本で町民の皆様の生命財産を守っていくことが重要だと切実に思う次第でございます。

六角川流域の内水対策も、国や県、流城市町の取組が順調に進捗しており、令和3年豪雨レベルの大雨でも国所管の排水ポンプの運転調整は回避できる見込みになりました。これは大町町の内水対策にとっても大きな前進であります。

ただ、県にお願いをしております下渦ポンプの増強につきましては、春先に天候不良が続いたため遅れが出ており、8月稼働に向けて鋭意努力をしている旨、報告を受けております。大雨への備えをさらに進めていくため、一日も早い完成に向けて迅速に進めていただきますよう働きかけていきたいと思っております。

そして、先日、水害の被災者支援や復興支援をきっかけに絆連携協定を締結しておりますJ1プロサッカーチーム、サガン鳥栖様と絆連携事業の一環で、テレビでもおなじみのサガン鳥栖所属の元プロサッカー選手の高橋義希様に大町町のアンバサダーに御就任いただき、大町町の魅力をもっと多くの方々に知っていただけるよう、町の活動の様子、見どころなどをSNSなどで発信、拡散していただくことになりました。

また、耐用年数が過ぎ、老朽化、耐震不備で使用不可としておりますスポーツセンターにつきましては、町民の皆様には長い間、御不便、御迷惑をおかけしております。平成30年頃から構想を練り始めた施策ではありますが、令和元年、3年の水害により思うように進めることができず、この場をお借りし、おわびを申し上げます。

簡単なイメージを申し上げますと、スポーツ、子育て拠点、コミュニティーの場の3本の柱をコンセプトに、人が集う施設を目指し、多機能型施設として避難所機能も備えた複合施設にすることにより、大町町のランドマーク及び地域活性化の拠点づくりを進めたいと考え

ております。

本年度は建設検討委員会を立ち上げ、場所の決定と基本構想、基本計画の策定等を終えたいと考えています。その後は事業認定や補助金、交付金、過疎債申請などの事務手続、そして、基本設計等の策定を経て建設という流れになろうかと考えており、スピード感を持って取り組んでいきます。

建設場所につきましては、避難所としての機能を踏まえ、国道以北としております。ただ、新武雄病院から寄附をいただいた町有地の旧町立病院跡地では形状的に、そして、面積的にも難しいと判断し、町道土場線に面した磯路町、恵比須町の一部、現時点では5,500平方メートルと、あわせて旧町立病院跡地の一部を大きな大会などの駐車場として建設検討委員会に提案したいと考えております。当該地区には大変御迷惑をおかけしますが、移転をお願いする該当エリアの皆様には既に前向きに考えていただいております、おおむね御協力の承諾を得ております。

議員各位におかれましても御理解をいただき、スムーズな進捗に格段の力添え、よろしくお願いをいたします。

それでは、今定例会に提案します議案について説明いたします。

さきに告知のとおり、専決処分の承認案件5件、条例案件1件、各会計別の補正予算案件2件、そして、規約の変更案件1件を提案しております。

また、議会最終日には、大町町固定資産評価員の選任案件及び大町町固定資産評価審査委員会委員の選任案件、それから、議会の議決に付すべき契約案件1件を追加で提案させていただきたいと考えております。

これより提案理由を申し上げます。

議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（大町町税条例の一部を改正する条例について）。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、大町町税条例の一部を改正する必要がある、同改正について町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

主な内容は、能登半島地震による災害で住宅や家財等の資産について損失が生じた際の雑損控除の特例や、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家

族1人につき1万円を減税する定額減税の実施などについて必要な改正を行ったものです。

議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（大町町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、大町町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性があり、同改正について町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

主な内容は、後期高齢者支援金分に係る賦課限度額の引上げや国民健康保険税の減額となる所得基準の引上げなどについて必要な改正を行ったものです。

議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（大町町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について）。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和6年4月1日から施行されたことによる大町町税条例の一部改正に伴い、大町町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する必要性があり、同改正について町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

主な内容は、定額減税を実施するに当たり、住民税の徴収に関し必要な改正を行ったものです。

議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大町町一般会計補正予算（第1号）について）。

本議案につきましては、職員の退職等により会計年度任用職員を緊急的に雇用する必要性があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ388万8千円を追加し、予算総額は51億9,588万8千円となっています。

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）。

本議案につきましては、職員の長期病気療養により、国民健康保険の保健事業に従事する会計年度任用職員を緊急的に雇用する必要性があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこ

れを報告し、承認を求めるものです。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ245万2千円を追加し、予算総額は11億1,791万7千円となっております。

歳入につきましては、保険給付費等交付金245万2千円を追加し、歳出につきましては、会計年度任用職員報酬169万2千円など人件費を追加しております。

議案第22号 大町町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、法別表第二が削除されたため、条文の整理を行う必要があり、一部を改正するものです。

今回の法改正では、国が行う個人番号、マイナンバーを活用した情報連携システムで情報連携が可能な事務を規定していた法別表第二を削除し、主務省令で同事務を規定することによりマイナンバーを活用した情報連携を可能とするものであり、新規で必要とされる情報連携をより速やかに開始することができるようにするものです。

今回の条例改正は条文の整理を行うものであり、町が独自に個人番号を利用する事務等には変更はありません。

議案第23号 令和6年度大町町一般会計補正予算（第2号）について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億8,281万9千円を追加し、予算総額は53億7,870万7千円となっております。

歳入の主なものとしては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,229万6千円、ふるさと応援寄付金基金繰入金7,522万8千円などを追加しております。

歳出の主なものにつきましては、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業5,890万円、産婦健康診査及び産後ケア事業37万5千円、境川樋管及び現場樋管排水ポンプ設置に係る実施設計事業2,500万円などを追加しております。

議案第24号 令和6年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ18万4千円を追加し、総額は11億1,810万1千円となっております。

歳入につきましては、国庫支出金7万9千円、県支出金10万5千円を追加しております。

歳出につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のチラシ印刷製本費7万9千円、国民健康保険の広域化に向けた公共ネットワーク設定変更作業に係る杵藤地区広域

市町村圏組合電算センター負担金10万5千円を追加しております。

議案第25号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正が令和5年6月9日に公布され、同年12月22日、現行の被保険者証を令和6年12月2日以降廃止することを盛り込んだ政令が閣議決定されました。これにより、医療機関で保険診療を受ける場合は、マイナンバーカードと被保険者証が一体となったマイナ保険証によるオンライン資格確認が基本となりますが、マイナ保険証を取得していない人も医療機関で保険診療を受けられるよう、保険者である佐賀県後期高齢者医療広域連合は、マイナ保険証を取得していない人に資格確認書を発行することになります。また、マイナ保険証の保有者には、自身の被保険者資格等を簡易に確認できるよう、資格情報のお知らせを発行することになります。

しかし、現行の佐賀県後期高齢者医療広域連合規約、第4条、広域連合の処理する事務には資格確認書及び資格情報のお知らせに関する事務の定めがなく、改正する必要があることから、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

以上9議案、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（諸石重信君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。
議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前9時55分 散会